



令和2年分確定申告相談、市・県民税 申告相談は予約制を導入します

☎1007391

新型

コロナウイルス感染症の拡大防止のため、インターネット予約制を導入します。申告相談内容によって日時が異なりますので、予約の際はご注意ください。

ご理解ご協力をお願いします。

◆予約期間

1月25日(月)～3月15日(月)

◆予約方法

予約期間に市HPトップにある
回覧バナーから予約可能

◆予約対象

- ①確定申告書作成相談(還付申告)
- ②確定申告書作成相談
- ③市・県民税申告書作成相談

※相談希望日の前日午後5時までに予約してください。インターネットでの予約・変更は24時間可能です。インターネット予約ができない方は、電話予約を受けます。平日午前9時～午後5時にご連絡ください。

ください。



◆各申告相談詳細

①確定申告書作成相談(還付申告)

【日時】2月1日(月)～15日(月)／午前9時～正午、午後1時～4時30分
(土・日曜日・祝日を除く)

【場所】市税務課(南庁舎2階)

【対象】給与・年金以外の所得が無く、還付申告をする方
例：医療費控除を申告する方など

②確定申告書作成相談

【日時】2月16日(火)～3月15日(月)

／午前9時～正午、午後1時～4時30分
(土・日曜日、祝日を除く)／赤羽根市民センターは2月26日(金)まで

【場所】田原市役所大会議室、渥美文化会館(旧中央公民館)、赤羽根市民センター

※青色申告など、市会場では相談ができない申告もあります。詳細は広報たはら12月号2ページをご確認ください

③市・県民税申告書作成相談

①・②の開催期間に同時開催

▼税務課 ☎23-5509

たはら暮らし応援商品券と 飲食店・宿泊施設応援プレミアム付商品券の 使用期限は1月31日(日)です!

2つの商品券の使用期限は令和3年1月31日(日)です。期限を過ぎると使用できなくなりますので、商品券をお持ちの方はお忘れなくご利用ください。



飲食店・宿泊施設応援プレミアム付商品券に関するお問い合わせ

- ▶田原市商工会 ☎22-6666
HP <https://www.tahara.or.jp/>
- ▶渥美商工会 ☎33-0441
HP <https://www.atsumi.or.jp/>

たはら暮らし応援商品券に関するお問い合わせ

- ▶企画課 ☎23-3507 ☎1007128